

《研究ノート》大正十一年の「立正大師」諡号宣下をめぐる

矢 吹 康 英

一、はじめに — 問題提起 —

日蓮聖人は、文応元年（一二六〇）七月十六日に、得宗被官・宿屋光則を仲介として、鎌倉幕府の前執権・北条時頼に『立正安国論』を進覽された。その後の日蓮聖人は、一貫して「立正安国」の精神を貫かれていくものと拝察される。そして、日蓮聖人滅後より今日に至るまでの七百五十年間に及ぶ日蓮門下をみても、日蓮聖人の姿勢にならって『立正安国論』を重要視してきたといえよう。それに関連するいくつかの事例を挙げて考えてみたい。

書誌学的には、『立正安国論』は『開目抄』・『観心本尊抄』と並び日蓮聖人遺文中において最重要とされる「三大部」、またそれに『撰時抄』と『報恩抄』を加えた「五大部」にも含まれている。¹⁾さらに『立正安国論』

注釈の歴史をみても、先学は「本書の註釋書は遺文全集が一番多く、著書論文無慮百に達せんとしてゐる」²⁾と指摘している。

日蓮聖人遺文の伝承や遺文注釈の観点から考えても、『立正安国論』が遺文中において特別な位置にあることがうかがえる。明治期以降の『立正安国論』注釈書、またそれに準ずる文献だけを見ても、その数は遺文中において最多といえるであろう。³⁾

さらに、『立正安国論』にもとづく先師の行動をみても、諫暁の精神が継承されていたり、国家と仏法の関連において用いられるなど、政治的・社会的な活動にも利用されている。また、日本山妙法寺・藤井日達に代表される「立正安国」という理念による平和的な活動が展開されたことも挙げられる。

『立正安国論』は、文献の刊行や説示されている行動

理念を通じて、日蓮門下に幅広く受容されてきたといえるのではないだろうか。

そこで本稿では、その一端として近代の日蓮教団と『立正安国論』との関連から、「立正大師」諡号宣下についての整理・確認を進めたい。

大正十一年（一九二二）十月十三日、大正天皇より日蓮聖人に対して「立正大師」という諡号が宣下された。⁴これは、近代の日蓮門下が天皇・皇室との接触を公にした出来事であり、近代日蓮教団における重要事項とも考えられる。大師号宣下に対する日蓮門下各派の一致協力は、同時に門下統合を目指す動きのスターラインともなった。これらの一連の出来事について、詳しくみていきたい。

なお小稿において、大師号を賜ったことへの表記は「宣下」に統一して用いることとする。だが引用文においては、それぞれの執筆者の意向に依るため原文のままに引用することとしたい。

二、「師号」・「諡号」について

そもそも、「師号」・「諡号」とはどのような意味を持つのであろうか。国語辞典にたずねると、「師号」とは

「高僧に天皇からたまわる称号。大師、禪師、国師などの種類がある」⁵と、「諡号」とは「貴人、僧侶の死後、その人の生前の行ないをほめたたえておくる名。おくり名」⁶と記されている。「大師」・「国師」⁷・「禪師」⁸などの天皇から賜る称号のことをいうが、日蓮聖人には「大師」のみが宣下されている。そのため、小稿においての考察は「大師」に限定することとしたい。

三、「立正大師」諡号宣下に関する先行研究

近現代の日蓮教団に対する文献や研究論文は、数多く確認できる。そのなかでも、大師号宣下への直接的な資料や論文は次の通りである。

- ①日蓮聖人大師号追賜奉祝事務所編『立正大師諡号奉戴記事』（大正十一年・日蓮聖人大師号追賜奉祝事務所）
- ②田中巴之助著『法国冥合の第一歩』（大正十二年・天業民報社）
- ③石川教張稿「大師号宣下と宗祖六百五十遠忌」（平成八年・日蓮宗現代宗教研究所編『日蓮宗の近現代―他教団対応のあゆみ』所収・日蓮宗宗務院）
- ④大谷栄一稿「立正大師諡号宣下と政治活動への進

出」(平成十三年・『福神』七号所収・福神研究所)

⑤大谷栄一稿「立正大師諡号宣下をめぐって」(平成十三年・『近代日本の日蓮主義運動』所収・法蔵館)

⑥山口輝臣稿「天皇と日蓮―大正十一年の立正大師号宣下をめぐって―」(平成二十四年・『日本歴史』七七〇号所収・日本歴史社)

これらの先行研究を基礎として、大師号宣下に関する考察を進めていきたい。

四、日本における高僧への大師号宣下

「立正大師」諡号宣下を確認する前提として、日本における仏教各宗各派の高僧に宣下された諡号について整理しておきたい。なお、次に提示する表において根拠となる文献については、下記の仏教各宗派にて編纂された年表・辞典類およびホームページを第一資料とした。原則として、該当する宗派の文献やサイトをその根拠としたが、臨済宗の大師号宣下については直接的な資料が得られなかった。その部分を補訂するために、臨済宗に限っては日本史的資料を用いることとする。

【根拠となる文献・サイトの一覧】

- 『真言』…守山聖真編『真言宗年表』(昭和六年・豊山派弘法大師一千年御遠忌事務局)
- 『曹洞』…大久保道舟編『曹洞宗大年表』(昭和十年・仏教社)
- 『天台』…渋谷慈鑑編『日本天台宗年表』(昭和十二年・第一書房)
- 『時衆』…望月華山編『時衆年表』(昭和四十五年・角川書店)
- 『本願』…本願寺史料研究所編『本願寺年表』(昭和五十六年・浄土真宗本願寺派)
- 『融通』…融通念仏宗教学研究所編『融通念仏宗年表』(昭和五十七年・大念仏寺)
- 『近代』…大橋俊雄著『浄土宗近代百年史年表』(昭和六十二年・東洋文化出版)
- 『黄檗』…大槻幹郎、加藤正俊、林雪光編『黄檗文化人名辞典』(昭和六十三年・思文閣出版)
- 『日蓮』…影山堯雄編『新編日蓮宗年表』(平成元年・日蓮宗宗務院)
- 『浄土』…藤本了泰著『浄土宗大年表』修訂版(平成六年・山喜房佛書林)
- 『日本』…吉川弘文館編集部編『日本史必携』(平成十八年・吉川弘文館)
- 『HP』…「浄土宗ホームページ」内の「法然上人の大師号・諡号・呼称」

【日本における「大師号」宣下一覧】

	僧名	宗派	宣下年月日	大師号	天皇	文献	備考
1	最澄	天台宗	貞観八年（八六六）七月十四日	伝教大師	清和天皇	『天台』二〇頁	
2	円仁	天台宗	貞観八年（八六六）七月十四日	慈覚大師	清和天皇	『天台』二〇頁	
3	空海	真言宗	延喜二十一年（九二二）十月二十七日	弘法大師	醍醐天皇	『真言』六六頁	
4	円珍	天台宗	延長五年（九二七）十二月二十七日	智証大師	醍醐天皇	『天台』三二頁	
5	良源	天台宗	寛和三年（九八七）二月十六日	慈慧大師	一条天皇	『天台』四四頁	
6	益信	真言宗	延慶元年（一三〇八）二月三日	本覚大師	花園天皇	『真言』三五九頁	
7	天海	天台宗	慶安元年（一六四八）四月十一日	慈眼大師	後光明天皇	『天台』二五五頁	
8	覚鑊	真言宗	元禄三年（一六九〇）十二月二十六日	興教大師	東山天皇	『真言』六〇〇頁	
9	法然	浄土宗	元禄十年（一六九七）一月十八日	円光大師	東山天皇	『浄土』五二頁	一回目
10	聖宝	真言宗	宝永四年（一七〇七）一月十八日	理源大師	東山天皇	『真言』六一八頁	
11	法然	浄土宗	宝永八年（一七一）一月十八日	東漸大師	中御門天皇	『浄土』五四八頁	二回目
12	法然	浄土宗	宝曆十一年（一七六一）一月十八日	慧成大師	桃園天皇	『浄土』六二七頁	三回目
13	良忍	融通念仏宗	安永二年（一七七三）十月六日	聖心大師	後桃園天皇	『融通』一六二頁	
14	実慧	真言宗	安永三年（一七七四）八月一三日	道興大師	後桃園天皇	『真言』六五七頁	
15	法然	浄土宗	文化八年（一八一）一月十八日	弘覚大師	光格天皇	『浄土』六九六頁	四回目
16	真雅	真言宗	文政十一年（一八二八）六月二日	法光大師	仁孝天皇	『真言』六七九頁	

33	法然	浄土宗	平成二十三年(二〇一一)三月十六日	法爾大師	今上天皇	〔HP〕	八回目
32	隠元	黄檗宗	昭和四十七年(一九七二)三月二十七日	華光大師	昭和天皇	〔黄檗〕二二三頁	二回目
31	法然	浄土宗	昭和三十六年(一九六一)二月二十七日	和順大師	昭和天皇	〔近代〕三〇一頁	七回目
30	一遍	時宗	昭和十五年(一九四〇)三月二十三日	証誠大師	昭和天皇	〔時衆〕一五二頁	
29	無文元選	臨濟宗	昭和十三年(一九四〇)四月十一日	円明大師	昭和天皇	〔日本〕六八二頁	
28	授翁宗弼	臨濟宗	昭和二年(一九二七)三月二十二日	微妙大師	昭和天皇	〔日本〕六八二頁	
27	日蓮	日蓮宗	大正十一年(一九二二)十月十三日	立正大師	大正天皇	〔日蓮〕五七三頁	
26	隠元	黄檗宗	大正六年(一九一七)三月七日	真空大師	大正天皇	〔黄檗〕二三頁	一回目
25	法然	浄土宗	明治四十四年(一九一一)二月二十七日	明照大師	明治天皇	〔浄土〕八四九頁	六回目
24	瑩山	曹洞宗	明治四十二年(一九〇九)九月八日	常濟大師	明治天皇	〔曹洞〕六六三頁	
23	関山慧元	臨濟宗	明治四十二年(一九〇九)四月七日	無相大師	明治天皇	〔日本〕六八二頁	
22	俊芴	真言宗	明治十六年(一八八三)六月二十六日	月輪大師	明治天皇	〔真言〕七〇八頁	
21	真盛	天台宗	明治十六年(一八八三)六月二十六日	慈撰大師	明治天皇	〔天台〕三六八頁	
20	蓮如	浄土真宗	明治十五年(一八八二)三月二十二日	慧燈大師	明治天皇	〔本願〕二四八頁	
19	道元	曹洞宗	明治十二年(一八七九)十一月十二日	承陽大師	明治天皇	〔曹洞〕五九七頁	
18	親鸞	浄土真宗	明治九年(一八七六)十一月二十八日	見真大師	明治天皇	〔本願〕二四三頁	平成十八年 〔削除〕
17	法然	浄土宗	万延二年(一八六一)一月十八日	慈教大師	孝明天皇	〔浄土〕七五一頁	五回目

貞観八年（八六六）に最澄・円仁へ宣下されたことにはじまり、今日まで十宗の二十五人に対して三十三件の大師号が宣下されている。宗派別にみると、天台宗は六人、真言宗は七人、浄土宗は一人、浄土真宗は二人、時宗は一人、融通念仏宗は一人、曹洞宗は二人、臨済宗は三人、日蓮宗は一人、黄檗宗は一人である。

これらの宗派の開祖が、初めて宣下された年時を系年順に並べると、最澄（天台宗）、空海（真言宗）、法然（浄土宗）、良忍（融通念仏宗）、親鸞（浄土真宗）、道元（曹洞宗）、隠元（黄檗宗）、日蓮（日蓮宗）、一遍（時宗）の順序であり、日蓮聖人への大師号宣下は、かなり遅い時期であったといえる。また、臨済宗の開祖である栄西は、大師号を宣下されていない。複数の大師号が宣下されたのは、浄土宗の法然（八回）¹⁾と黄檗宗の隠元（二回）の二人である。

五、大師号宣下に関する内規

大師号の宣下に関する規約は、明治十六年（一八八三）に制定された『大師号国師号賜与内規ヲ定ム』²⁾が挙げられる。この内規により、初めて大師号宣下に関する制度化・明文化された。これに依ると、大師号の宣

下は次の六点に限定される。なお、文中の傍線は筆者に依る。

《『大師号国師号賜与内規ヲ定ム』該当部分抜粋》

- 第一条 大師号ヲ賜与スルハ左ノ六項ニ限ルヘシ
 - 一 一宗ノ開祖
 - 二 一宗ノ中教旨ニ差異アリテ別ニ一派ヲ開キ布教隆盛ナルモノノ派祖
 - 三 天皇ノ御崇敬ヲ得テ一大寺ヲ開基シ特別ノ由緒及ヒ功德アル者
 - 四 一宗ノ二世以下ト雖モ宗風ヲ横張シ中興トモ称スヘキ功德アリテ開祖ニ比肩スヘキ者
 - 五 皇子ニシテ学徳賢著ナル者
 - 六 天皇ノ開師ニシテ特別ノ功德アル者
- 第二条 【筆者注・国師号に関する内規のため省略】
- 第三条 大師号国師号ハ死後ニ賜ハルモノトス

明治十六年（一八八三）十月八日に、初めて公文書として大師号・国師号の宣下における規則が明文化された。これより三十九年後に、日蓮聖人にも大師号が宣下されたが、言うまでもなく第一条「一、一宗ノ開祖」との意義からの宣下である。また、大師号の宣下は死後に限定されることから、生前の高徳を讃える意味を持つことも明らかである。

大師号が宣下される対象は、十宗の僧侶のみであり、あわせて先に挙げた六項のいずれかに該当する高僧である。十宗の名称（左記資料には九宗のみ）を明らかにしていながらも、この規則が制定された時に、臨濟宗・曹洞宗・黄檗宗・日蓮宗・時宗の五宗は、大師号の宣下がなされていなかった。¹³⁾

参照

一 大師号ノ賜与スルハ宗名公称ノ各宗々祖ニ
限ルヘシ
宗名公称ノ各宗トハ天台宗、真言宗、浄土
宗、臨濟宗、曹洞宗、黄檗宗、真宗、日蓮
宗、融通念仏宗、以上十宗ヲ云フ

「以上十宗」と記されているが、実際には九宗しか表記されていない。先に挙げている大師号宣下の一覧によれば、これに「時宗」を加えることで十宗となる。また、この時点（明治十六年の内規制定時）で、日蓮聖人に対して大師号が宣下されていない理由については、次のようにある。

日蓮宗

日蓮宗々祖日蓮ハ末々大師国師ノ追諡アラス
然ルニ諸宗管長ヨリノ上進状ニ
後光嚴院天皇文和元年ニ綸旨ヲ記載セリト雖

モ正史中ニ見当ラス然ルニ彼自ラ之ヲ主張ス
ル程ニ付大師国師等ノ諡号ハ多少聊出ルコト
ナカルベシト思惟ス¹⁵⁾

日蓮教団が大師号を要請しない理由としては、大覚妙実による祈雨の効験によつて、日蓮聖人に「大菩薩号」を賜った出来事をあげ、そのような所以から「大師号」を宣下する必要がないことを明らかにしている。日蓮門下側の理解はさておき、当時の内務省サイドがこのような見解を示していたことは特筆すべきである。

六、「立正大師」以前の大師号宣下に関する日蓮門下の動向

先に取り上げた文章から考えれば、日蓮門下が日蓮聖人に対して大師号の宣下を求め政府に働きかけたのは、大正十一年が初めてのことだと理解できる。しかし、資料収集の過程において、次の文章が確認できた。

徳川幕府中世の時代、一たび大師號奏請の議起り、
官邊に交渉して略その要を得たるを以て、假りに
希望の稱號を撰んで上れとの報に接し、身延當局

及び一宗の耆宿懇ろに譲りて、豫號を私撰し、「子老國柱大師」と擬撰し、之を京都當局に致す、幾くもなく支障ありて中止するに至る、爾後杳として諡號の議あることなし。¹⁶⁾

日蓮門下の大師号宣下に関する動きは、江戸時代にすでに起こっていたことが明らかである。だが、詳細な理由は不明ながらも、支障が生じたために進展はなされず、大師号の宣下にも至らなかつたことが読み取れる。

では、候補として挙げられた「子老國柱大師」という名称は、どのような意味を持つのであろうか。田中智学は、自身の著にて「子老國柱大師」ときめて、朝廷へ願ひ出すばかりに運んだといふことが、「小山茗話」なぞにかいてある¹⁷⁾と記している。だが、管見の限り『小山茗話』における文章は確認できなかった。

また、「子老國柱大師」との語句に対しても、先行研究や関係文書からは有力な情報を得られていない。そのため、筆者なりに少しく検討を試みたい。

「子老」とは、『法華經』從地涌出品に説かれる「父子老」のことであろう。その部分を經文にたずねる

と、「譬へば少壯の人、年始めて二十五なる。人に百歳の子の髪白くして面皺めるを示して、是れ等我が所生なりといひ、子も亦是れ父なりと説かん。父は少くして子は老いたる。世を擧つて信ぜざる所ならんが如く。世尊も亦是の如し¹⁸⁾」である。二十五歳の青年が百歳の

老人を「我が子なり」と言い、また百歳の老人も若き青年を「我が父なり」というほどに信じ難いことであるとの比喩である。ここから、「子老」との語句を抜粋した日蓮門下らは、釈尊と日蓮聖人における絶対不離の父子關係を示し、日蓮聖人こそが釈尊の眞實を繼承しているとの理解から、この語句を選択したと考えられる。「主師親」三徳が具備している教主釈尊と、絶対的な仏弟子である日蓮聖人との關係性を明らかにしていると推測できる。

これに続く「國柱」とは、日蓮聖人が文永八年（一二七二）十一月より翌年二月にかけて執筆した『開目抄』に説き示されている三大誓願「我日本の柱とならむ、我日本の眼目とならむ、我日本の大船とならむ、等とちかひし願、やぶるべからず¹⁹⁾」に依ると推測できる。「柱」「眼目」「大船」は、教主釈尊による主師親三徳を意味し、三大誓願の表明こそが日蓮聖人が久遠

本仏積尊の仏使であり、衆生救済の本願を実現するための決意でもある。

これらのことは推測にとどまるものの、「子老国柱大師」という「立正大師」諡号宣下以前に尽力し、日蓮門下が進めたとされる大師号宣下について確認した。

先に、日本における大師号一覽をまとめて確認したが、すべてが「〇〇大師」とあって、二文字から構成されている。⁽²⁰⁾しかし、「子老国柱」は四文字から成っており、日蓮門下の日蓮聖人に対する特別な思いをうかがい知ることができる。

七、立正大師諡号宣下に関する中心的人物二氏の見解

歴史上、今日まで大師号が宣下された高僧の一覽と、明治において制定された内規を確認した。これらをおまえて、「立正大師」諡号宣下について確認するべく、中心的な役割を果たした田中智学・本多日生の二氏の見解を明らかにしておきたい。

1、田中智学（国柱会総裁）

法と国との因縁は、建長文永の昔に根を発して、明治大正の聖代に花を咲かせ、未来の世界統一

に菓を結ぶのである。三大秘法の建立と成就、時だ国だ人だ法だ、其一切がびつたり符号したが、本化願業の大成であう、その第一歩の始まりが、この法国接触の良縁、立正大師の勅諡から始まるのである。⁽²¹⁾

2、本多日生（顕本法華宗管長、京都妙満寺二五九・二六一世）

国家を代表する国家を統治したまふところの天皇陛下が、国民になり代つて日蓮聖人に『立正大師』という号をばお下しになつたといふことは、即ち国民が日蓮聖人に向つて接触するところの途を開かれたるものである。⁽²²⁾

ここに挙げた二氏の発言より理解できることは、大師号の宣下はあくまでも一通過点でしかないということである。大師号宣下によつて、天皇や皇室と接触する機会を得た日蓮門下が、法と国との接触をもつて日蓮聖人の教えの流布させるために、更に尽力すること誓うこととなる。つまり、大師号の宣下が、智学が提唱するところの「法国冥合」への出発点と位置づけ

たことが考えられる。

一八、「立正大師」諡号宣下に関する日蓮門下の動向と関係文書

これより、「立正大師」諡号宣下に関する日蓮門下の動向とそれに関連する文書の確認を進めていきたい。

【大正十一年八月四日】

本多日生（以下、日生とする）と田中智学（以下、智学とする）が、東京鷺谷の国柱会館で面会する。日生は智学に対して、日蓮聖人に対する大師号宣下についての意見を求めた。

そもそも日生は、「此の偉大な聖者を国家に於て認めないといふのは何故であろう、国民の間には日蓮大聖人とか、日蓮大菩薩等と敬称されつゝも、而かも我大日本帝国としては無関心であつた事を甚だ遺憾とする次第であつた」²³との考えを持っていて、天皇や国家が日蓮聖人を公認することの必要性を強調している。

それに対して智学は、「宗教の本領と大上人の事業抱負とから言へば、奏請運動をして大師号をお願いするのは不可だといふ事」²⁴との前置きを述べながらも、「若

し国家をして、改めて日蓮主義に対する公の接触を促さしむる為めとしては、当に有るべくして未だ無かつた事であるから、「果熟易零」の格で、奏請して賜号をお願いしても不可はない」²⁵と回答した。前者は随自意判的な解釈であり、法国冥合が完了して日本国中が法華経信仰になった暁に宣下すべきという宗義上の主張であるが、後者は随他意判的な解釈であり、国家をもつて日蓮主義に接触することを促すためには、未だなかつたことなので必要であると述べ、大師号宣下は「可能」であるとした。

この点について、智学は「現に維新以後も、大師号宣下候補の中へお加へになつて居たが、某官吏の異見とかで、「この分は宗門から奏請して来まい」といふ異見を附して、その次の候補査定の時取り除かれたといふことも伝聞した、それこれで今日まで諡号の恩賜がなかつたのである、世間から言つて、不思議なほどであるが、法門上全く斯うなくてはならない子細がある、要するに今までの日本は、日蓮大上人に対して諡号を贈るべく機が熟して居なかつたのである」²⁶と述べ、今こそまさしく大師号宣下に相応しい時機であることを主張している。

阿氏が接触したことから、日蓮聖人への大師号宣下は、日生の発案とそれに対する智学の協力によって進められたことが明らかである。これ以降、智学の協力を得た日生は、日蓮門下各派管長に賛同を求め、また関わりのあつた名士らの協力も得て、大きく歩を進めてゆくこととなる。

【九月十一日】

『日蓮聖人大師号降賜請願』・『日蓮聖人一代略歴』・『請願書』の三種の文書を、文部大臣・鎌田栄吉を通じて、宮内大臣・牧野伸顕に提出する。これらは、日蓮門下九派管長と、十一名の在家日蓮聖人崇敬者による計二十名の連署をもって提出された。二十名の役職と氏名は次の通りである。

日蓮宗管長・河合日辰
日蓮正宗管長・阿部日正
顕本法華宗管長・本多日生
本門宗管長・瀬島日濟
本門法華宗管長・尾崎日暲
法華宗管長・津田日彰

本妙法華宗管長・清瀬日守

日蓮宗不受不施派管長・釈日解

日蓮宗不受不施講門派管長事務取扱・佐藤日柱

海軍大将元帥・伯爵 東郷平八郎

総理大臣・子爵 加藤高明

内務大臣・床次竹二郎

陸軍中称・子爵 小笠原長生

前総理大臣・犬養毅

陸軍大将・井口省吾

国柱会総裁・田中巴之助

貴族院議員・木内重四郎

海軍中称・佐藤鐵太郎

大審院検事・矢野茂

陸軍大将・大迫尚道

以上の二十名が署名をした。崇敬者として署名した十一名は、日蓮聖人への信仰はもちろんであるが、政治家や軍人など、大師号宣下当時にも有力な地位にあつた人物が多いことがうかがえる。

まずはじめに、『日蓮聖人大師号降賜請願』については明ら考察したい。この文書を作成した人物については明ら

かとなっていないが、先行研究に依れば日生であると推測されている。⁽³⁰⁾日蓮聖人を「我國歴史上ニ於ケル顯著ナル高僧」とし、さらに「慈悲深厚ノ聖者・「深遠透徹ノ学者」・「国民先導ノ先覚者」・「勤王愛國ノ国士」と位置づけて、僧侶である日蓮聖人を四種の異なる視点から見ている。

そして、大師号請願の意義として、「皇室ノ聖徳ハ古今ニ亘リテ渝ルコト無ク歴史上ノ高僧ハ率ネ尊號ヲ賜レリ。然ルニ日蓮聖人ハ未ダ追賞ノ典ニ接セズ」とあり、皇室の聖徳は古今にわたって変わることはないとの皇室への賛美があり、歴史上の高僧はおおむね大師号を宣下されているにもかかわらず、日蓮聖人は未だにそのようなことは無く、あわせて「我國状ハ人心ノ向上ヲ促シ、思想ノ健全ヲ期スルヨリ緊要ナルハ無シ。此時ニ方リテ、思想界ノ先覚者勤王ノ国士タル日蓮聖人ニ対シ、其徳ヲ表旌セラルルアラバ、豈啻崇敬者幾千万人ノ欣喜スルニ止マランヤ。実ニ国民全般警醒ノ上ニ多大ノ効果アルベキヲ信ジ、茲ニ本請願ヲ提出スル次第」として、改善が急がれる人心の向上と思想の健全にあたっては、「思想界ノ先覚者」・「勤王ノ国士」である日蓮聖人をほめたたえ、世に知らしめることが

必要であり、それが国民全般の警鐘に大きな効果があることを強調している。日蓮聖人をそのように表現していることから、当時の国家体制において、「勤王愛國」と「思想善導」の役割を担おうとする日蓮門下の行動が確認できる。

つまり、危機的な社会状況において、日蓮聖人の思想や教えが問題の改善に大きく寄与するという自覚と確信をもって、政府に対して強くはたらきかけたのである。日蓮主義が社会的に広く流行していた当時の日本社会において、国家との関わりを深く持つことで、日蓮聖人の教えが流布することを更に加速させようとした点もうかがえる。

また、同じく提出された『日蓮聖人一代略歴』では、「諫曉」の項目にて、『立正安国論』の執筆・進覧に関しての記述があり、その大意を「勤王の大義を重んずべきを説き」とあり、『立正安国論』の一文「国は法に依つて昌え、法は人に因つて貴し。国亡び人滅せば、仏を誰か崇むべき、法をば誰か信ずべきや。先ず国家を祈りて、すべからく仏法を立つべし」⁽³¹⁾を引用して、「法国相扶ノ大義ヲ明カス」と強調している。

文心元年（一二六〇）の『立正安国論』進覧という

日蓮聖人の行動を、六百五十年以上の月日を経た大師号請願当時の時代性と強く結びつけて、仏法よりも国家を重視する「国主法従」としての立場の日蓮聖人像を創り出し、また、仏法と王法とが互いに助け合うべきことを、日蓮聖人が主張したとしている。

【十月三日～十日のいずれか】

日蓮宗管長・磯野日筵と日生が、『選号の解説』³⁴を内奏した。内奏した正式な日時は不明であるが、十月三日に日蓮宗管長職が河合日辰から磯野日筵に代わり、十月十日に宮内庁より大師号宣下の通知があったことから、この間に内奏した文書であると推測できる。

『選号の解説』の内容について注目すべきは、日蓮聖人遺文のすべてを総評したときに、『立正安国論』あるいは『立正観抄』がその主であるとしていることである。

今日まで伝承され『昭和定本日蓮聖人遺文』に収録されている日蓮遺文において、名称に「立正」の意を含む遺文は『立正安国論』・『顕立正意抄』³⁷の二点のみである。真蹟の有無からいえば、『立正安国論』のみである。これらをつまえて、日蓮聖人の生涯や思想を二

文字で表現すると「立正」であるということは、日蓮聖人と『立正安国論』を強く結びつけて解釈したともいえる。

その『立正安国論』の大意については、「正法ヲ興立シテ、国家ノ泰平ヲ期シ、殊ニ国体ヲ尊崇シ勤王ノ大義ヲ力説ス」とあり、当時の国民思想や文化が天皇制のもとで厳しく統制されていたことが理解でき、また、国家主義・天皇主義の思想に基づく日蓮聖人像を生み出している。先学³⁸に依れば、これを「国体宗字形成」というのである。

また『立正観抄』については、「信仰ト知識トノ合一ヲ説キ、最高ノ智慧ト最善ノ信仰トヲ究竟合一シタル処ニ、宗旨ノ生命ヲ立ツ」と説き、当時、早急に解決すべきであった人心の向上や思想の健全という社会問題と、日蓮聖人の思想を強く結びつけていることが確認できる。くわえて、「正観ハ即チ是レ立正安国ノ大本ナリ」とあり、正しく物事を観ることは立正安国の大本であるとも説いている。

そして、法華経法師功德品の経文「若し俗間の経書・治世の語言・資生の業等を説かんと皆正法に順ぜん」³⁹を引用して、世俗のことを説くもすべて正しい教えに

沿っていることを明かし、世法と仏法とが合わさることの意義を強調している。

つまり、「日蓮聖人ニ立正」との方程式が確立され、それにもとづいて社会に関わり合いを持つと努めた日蓮門下の思いが明らかとなった。「法国冥合論」を強調して天皇制に奉仕し、思想善導に参画する日蓮門下の提出した教義的論拠であった。このような見解を、「天皇制日蓮主義」という先師の指摘もみられる。⁽¹⁰⁾

【十月十日】

宮内庁より、『通牒』⁽¹¹⁾が通達された。

日蓮宗宗祖日蓮へ諡号宣下候間来ル十三日午前十時参省可有之候也

大正十一年十月十日

顕本法華宗管長

本多日生殿

宮内省

宮内庁から、大師号宣下における中心的な役割を果たした日生にあてられた文書であり、三日後の十三日に大師号宣下のため参内することとなる。この『通牒』は現在、顕本法華宗総本山・京都妙満寺に所蔵されている。⁽¹²⁾

日蓮門下各派代表者による協議の結果、『宣下書』拝受の十月十三日には築地水交社で、十一月六日には上野自治会館にて、それぞれ奉祝大会を開催することを決定した。

開催に向けて、奉祝事務所を統一閣に設置し、幹事としては磯野日筵（日蓮宗）・阿部日正（日蓮正宗）・田中巴之助・木内重四郎・佐藤鐵太郎・武田宣明（日蓮宗）・井村日成（日蓮宗）・坂本要道（日蓮宗）・山川智応・三吉顕隆（本門法華宗）・荒川日治（法華宗、現在の陣門流）・草野日淳（不受不施派）等が選出された。日蓮門下各派の僧侶と在家崇敬者によって構成されていることから、日蓮門下の僧俗が一体となって栄典を盛り上げるように努めたことがうかがえる。

【十月十二日】

『時事新報』朝刊にて、「日蓮聖人に立正大師の諡号を追賜」との題で報じられた。⁽¹³⁾

日蓮聖人に立正大師の諡号を追賜

（前略）他宗では今日まで大抵は大師号を賜っているが、日蓮聖人は生誕以来七百年にして初めてこの事があったのであるから、津々浦々に至るまで信徒という信徒は感

激に満ちている事だろう。もつとも聖人には、後醍醐帝の時に大菩薩号の特許があつたのである。しかし今日他宗に遅れて大師号の宣下がなかつた事は、想像するにこんな事だつたかも知れん。それは当時の幕府（北条氏）と闘つた関係からひとり継子^{ついでこ}扱いをされ、日蓮を研究するにも、まず天台大師の著作三大部を見てからでないとは許されなかつたというふうである。しかるに日蓮主義は即皇室主義なので、今回聖人の高德を称表せられた事は、誠に我が国思想界にも慶賀すべき事である。（後略）

大師号の宣下は翌日にあたるため、これまでの経過と明日（十三日）の予定を記した上で、右記文章を載せている。「想像」との前置きがありながらも、日蓮聖人への大師号宣下が他宗と比較して遅れている要因は、後醍醐天皇から「大菩薩号」を賜つたことを挙げている。また、『立正安国論』進覧を中心に鎌倉幕府・北条氏との関係性から、宣下の対象となれなかつたともある。くわえて日蓮聖人・日蓮教学を研究するにおいては、天台三大部といったフィルターを通さなければならなかつたともいい、これらの理由から、「日蓮主義」皇室主義」として宣下に至つたとの報道内容である。

この宣下が、国民思想においても慶賀すべきこととして、日蓮教団側の理解と国家・国民側の受容姿勢に

おいても、大きな相違はなかつたといえる。

【十月十三日】

日蓮門下八派の管長（または代理人）が参内した。

日蓮宗管長・磯野日筵

日蓮正宗管長・阿部日正

顕本法華宗管長・本多日生

本門法華宗管長・尾崎日暲

本門宗管長瀬島日濟（代理・井上日光）

法華宗管長・津田日彰（代理・荒川日治）

本妙法華宗管長・清瀬日守（代理・蓮池順良）

日蓮宗不受不施派管長・釈日解（代理・鷲日輝）

右記の八氏が参内したが、（ ）内にて代理を示した教団は、管長代理者が参内している。また、不受不施講門派は参内しなかつた。⁽⁴⁾ここで宮内大臣・牧野伸顕より、『宣下書』・『添状』を拝受する。

《『宣下書』全文》

諡立正大師

日蓮

大正十一年十月十三日

宮内大臣從二位勲一等牧野伸顯奉

《『添状』全文》

第五七一号⁽⁴⁷⁾

日蓮宗各派管長

今般 特旨ヲ以テ其宗宗祖日蓮へ大師号
宣下候事

大正十一年十月十三日

宮内省

参内後、築地水交社で「奉戴式」⁽⁴⁸⁾が挙行され、日蓮
宗管長・磯野日筵の発声による『法華経』如来寿量品
偈の読経および唱題があり、続けて日生が代表して『大
師号宣下欽戴疏』⁽⁴⁹⁾を捧読した。

『欽戴疏』には、「的シク本化大聖ノ曾テ佛囑ヲ掲テ

「立正」ト呼ビタルニ合ス」と、また「嗚呼、文應立正
ノ妙名、今移シテ天子ノ聲ヨリ出ヅ。勅賜ノ撰號、其
義至レル哉。滅後六百四十年、大正ノ聖代ニ於テ、忽
チニ此盛儀ニ遭フ。是レ日本國家ガ昉メテ塔中別付ノ
法華経ヲ公認セル最初ノ接觸ナリ」とあって、文應元
年（一二六〇）に日蓮聖人が進覧した『立正安国論』
が、大正を迎えた今に時代は変われども六百四十年の
月日を経て天皇に認められたことを法悦とし、さらに
天皇より降賜された大師号が『立正安国論』の意義そ
のものであるとしている。これは日本國家が、日蓮聖
人・法華経、そして『立正安国論』を公認したこと
あるとも強調している。

当時の国家体制を見るに、天皇絶対主義であり、国
民が天皇制のもとに統制されていた。このことをふま
えると、天皇から大師号を宣下されたことは、天皇は
もちろんであるが日本の国家・国民全体から認められ
たことと同様の意味を持っていたとも考えられる。

この『欽戴疏』において、「立正大師門下」との語句
が初めて用いられた。これ以降、日蓮門下は同時に「立
正大師門下」とも呼称されることになる。つまり立正
大師門下は、日蓮聖人の門下であると同時に、天皇と

臣民の関係性から考えれば皇恩に答えることを表明した集団になったともいえるであろう。

この式典にあたって、智学は「大聖人の精神的呼称に対して、朝廷が国家を代表して、茲に分明に裏書きされたのが、此の大師号宣下であると解して可いと思ひます」⁽⁵⁰⁾と述べた。これは、天皇制に基づいて活動を展開させていく日蓮教団が、国家によって保護されることへの期待ともいえる。

【十月十四日】

昨日の式典の様子が、『東京朝日新聞』夕刊で「水交社で大師号追賜奉戴式」との題にて報じられた。⁽⁵¹⁾

水交社で大師号追賜奉戴式行われる

大師号追賜に加藤子不遇を説く 日蓮聖人の大師号追賜奉戴式は十三日午前十一時半、築地の水交社で挙げられた。品川の海を控えた一室には法華八宗門下の僧侶が、きょうを晴れの式に美しい袈裟を纏うて参列する。(中略)午前十一時、宣下書を奉戴に参内した本多日生外三師の各派管長が戻ると、玄関口には紫の袈裟を着けた管長四名その他が出迎えて長い廊下を式場へ進んだ。来賓席には同門の加藤高明子、小笠原長生子、木内重四郎氏などの外に日蓮讃仰の大迫大将、佐藤鉄太郎中将等も加

わり、加藤子の影に政友会の海江田代議士が控えて居った。式は本多師の奉戴文朗読が済んで、加藤高明子、大迫大将が来賓を代表して祝辞を述べた。大迫大将は「日蓮の大師追号は吾等に進む道を教えたものだ」と言えは、加藤子は「あらゆる圧迫と艱難を冒して、自ら信ずる道を枉げなかつたのが日蓮である」と受難時代の不遇な日蓮を説く所、政界に不遇ないまの加藤子自らの慇懃⁽⁵²⁾とも思われて、法座に列した人はしきりに数珠をつまぐる。(後略)

【十月二十二日】

「立正大師」諡号宣下が順風満帆に進められているように見えたが、ここに来て反対の意を唱える者が表面化した。立正大学教授・田邊善知(以下、田邊)が、『中外日報』に次のような寄稿をしている。

大師号宣下について(日蓮の価値は半減した)⁽⁵³⁾

我輩は十月十日に始めて日蓮上人に大師号の追諡があると聞いて自分の耳を疑つたほど驚いた一人である。(中略)我輩の信ずる範囲に於ては、他の仏教各宗の祖師たちは兎も角として、日蓮上人に限り追諡号の必要は永久に無いのを本義とする。(中略)

祖師の遺された教義信条中には国家に対する救済の目的を達すると否とに拘はらず教徒の分際として至尊に対し

奉り・祖師の追諡号要望を許すやうな名譽欲を包蔵しては居らない。(中略) 平民的日蓮の特長を奪つて貴族化させたのであるから、民衆的時代の逆行ともなり、日蓮の眞価は寧ろ半減する。嗟嘆、立正大師の諡号、我等教徒として祝すべきか否か。敢て教徒の猛省を促す。

紙面の都合上、全文の掲載はかなわないが、筆者なりに田邊が反対し理由を整理すると次の通りである。

- ① 日蓮聖人の教義と信条に反している
- ② 一部の日蓮門下僧俗によつて進められ、それらの人物の名譽欲でしかない
- ③ 日蓮聖人を「貴族化」させることとなる

日生と智学が、日蓮門下各派管長と接触して進めたことで、日蓮門下全体というよりは、一部の役職等を含む有する門下の強い思いによつて進められることになった。大学教授等を含む学者に対しては、諮問や報告がおこなわれず、また日蓮聖人の教えに反することとなつてしまふ。くわえて、庶民とともに歩まれた日蓮聖人のイメージを大きく変えることとなる。このような理由から反対の意を唱え、大師号宣下を進めた人物らに

猛省することを促す内容である。

先学も、「民衆仏教の元祖である日蓮聖人に大師号を要請するのは、日蓮聖人を貴族化させるものであり、宗祖の本意に背く行為」との主張を見落としてはいけないと指摘している。³³ この対象となる日蓮聖人は、まさしくこの田邊と同様の見解であるといえよう。

【十一月六日】

上野自治会館にて、「立正大師諡号宣下奉祝会」³⁴が挙行され、約二千五百人の日蓮門下僧俗が集結した。正面に日蓮聖人の水鏡御影が奉掲され、また「賜号宣下書」が奉安された。これに正対して日蓮門下各派管長が着座、その左右には各界の来賓や日蓮門下の名士らが着席した。陸軍戸山学校軍楽隊の奏楽の後、四百名の日宗大学学生による慶讃歌、国柱会雅楽部の雅楽演奏に続いて、日蓮宗管長・磯野日筵の発声にて『法華經』如来寿量品偈の読経と唱題、また日生による『奉戴文』の奉読がされた。

この式典にあわせて、日蓮門下各派管長の連名にて各宗門の僧侶に対し『訓示』³⁵が出された。先学に依れば、この『訓示』も日生の執筆と推測されている。³⁶

「我等立正大師門下ノ僧俗ハ愈々益々精勵シテ追賞ノ聖旨ニ奉答シ立正大師ノ遺教ヲ發揚シ以テ立正安國ノ實現ヲ期シ進デ理想的文化ノ建設ニ寄与セズンバアラズ。而シテ、此責任ヲ全ウセントスルニハ先ヅ各派ノ融合ヲ念トシ僧俗ノ異体同心ヲ重ンジ清新ナル時代適応ノ教化ヲ盛ニシ此好機ヲ一転期トシテ舊來ノ陋習ヲ脱却セズンバアラズ」とあり、「各派ノ融合」の必要性を強調している。

「立正安國」の理想的世界を実現するにあたっては、「各派ノ融合」門下の統合」が第一であるとしている。さらに、「時代適応ノ教化」という一節は、明らかに当時の社会状況において思想善導の役割を担おうとする日蓮教団の姿勢を示しているのである。

【十一月二十一日】

身延山久遠寺に『宣下書』を奉送するため、日蓮門下各派管長や宗門関係者、役職者は、前日の臨時列車を利用して登山した。日蓮宗管長・磯野日筵が日蓮聖人の御廟所にて『奉戴文』を言上し、その後、祖師堂にて法会を営み、身延山久遠寺法主・小泉日慈に『宣下書』を渡した。この式典には、皇室から秩父宮殿下

が参拝したとの記録も確認できる。⁽⁷⁾

【大正十二年九月五日】

この日に刊行された『本化聖讚歌』にて、大師号が宣下されたことを記念してつくられた「勅諭立正大師奉讚歌」が収録されている。

畏 <small>かし</small> きかなや天皇 <small>てんかう</small> の 千代 <small>ちよ</small> に八千代 <small>やちやん</small> に君 <small>きみ</small> が代 <small>よ</small> の 萬年 <small>まんにん</small> までも讚 <small>ほめ</small> へてむ	宣 <small>の</small> らしたまへる大 <small>おほ</small> み号 <small>な</small> を 瑞 <small>みづか</small> 徴 <small>ちゆう</small> としていざさらば あ、吾 <small>わが</small> が聖 <small>みかど</small> 祖 <small>や</small> わが大師 <small>だいし</small>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これは、帰依すべき日蓮聖人への信仰を表明すると同時に、その日蓮聖人に大師号を宣下した天皇に対する讚美をあらわしている内容ともいえる。このような和歌が作られたことは文献から確認できるが、どのような人物が和歌を作ったのかについては、明らかではない。ただ、大師号宣下を讚歎していることから、日蓮門下僧俗であることは推測できる。

以上、「立正大師」諡号宣下における日蓮門下の動向を確認してきた。この中心人物となった日生を顕彰する事業も、戦後になっておこなわれたのである。

昭和四十二年（一九六七）十月十三日に、大師号宣下にて大きく活躍した日生を顕彰して、身延山久遠寺「三門」付近に、「本多日生上人」像が建立された。この年は、日生の生誕から百年の節目にあたり、その碑文には次のように記されている。

本多日生上人銘
（前略）明治大正昭和の三代に亘り広く教化を興し純正日蓮主義を宣揚し門下の統合を図る就中立正大師師号宣下に関する法勲は永遠に光彩を放つ（後略）

この碑文からもうかがえるように、「立正大師」諡号宣下においては、日生がきわめて大きな役割を果たしたといえ、後世にまで語り継がれていく事蹟といえるであろう。また、顕本法華宗の僧侶である日生の像を日蓮宗の寺院に建立したことは、特筆すべきである。

九、「立正大学」と「立正大師」の関連について

大正十三年（一九二四）五月十七日に、大学令による認可を受けて「日蓮宗大学」から「立正大学」へと改名・昇格した。これについて、同年六月十三日の『朝日新聞』夕刊は次のように報じている。

日宗大記念祭 立正大学と改名
府下大崎の日蓮宗大学は去月十七日文部省令で昇格し、（中略）尚同校は一昨年皇室から日蓮上人に宣下された立正大師の称号に因んで爾今立正大学と改名すると

「立正大学」と改称・昇格したことを報じているが、その名称が二年前に日蓮聖人へ宣下された「立正大師」に因るとしている。このような内容を、大衆紙が報じたことは特筆すべきであると考える。

もちろん、その名称の根幹をたずねれば、大学名の「立正」も、大師号の「立正」も、『立正安国論』に関わっていることは理解できる。ただ、大学名と大師号宣下の直接的な関連性について、大衆新聞が報じたことは特筆すべきであり、検討の余地がある。

「立正大学」の名称に関する日蓮教団側の見解について考察することも、今後の課題としておきたい。

十、むすびに

以上、「立正大師」諡号宣下について考察を進めてきた。大師号の宣下について、特に主要な二氏の見解をもとに整理しておきたい。

智学が「法華経と国家との因縁は、建長・文永の昔

に根を發して、明治・大正の日蓮主義に花を咲かせ、
未來に世界統一として実を結ぶのである。その第一歩
こそが、立正大師の降賜から始まる⁵⁵⁾と、また日生が
「國家を代表する國家を統治したまふところの天皇陛下
が、國民になり代つて日蓮聖人に『立正大師』といふ
号をお下しになつたといふことは、即ち國民が日蓮聖
人に向つて接觸するところの途を開かれたるものであ
る⁶⁰⁾」と述べている。

この二氏の發言は、國民に対して日蓮聖人の思想や
教えがひろまることを進めるための第一歩が、天皇に
よる大師号の宣下、つまりは國家・國民による公認で
あることを主張している。

さらに日蓮門下各派の一致統合を進めたい日生にとつ
ては、そのための手段としての大師号宣下でもあつた。⁶¹⁾
しかし、大師号宣下の対象となつた「日蓮聖人」は、
立正安國の実現をめざして國家諫暁をおこなつた日蓮
聖人ではなく、神儒仏の三道を融合し勤王の大義を絶
叫した熟誠なる勤王愛國者であり、思想善導の先覚者
として國家・國民から期待された日蓮聖人である。⁶²⁾こ
れは、今日の我々とは大きく異なる理解であるが、当
時の解釈としては当然ともいえるのではないだろうか。

「立正大師」諡号宣下は、日蓮門下が『立正安國論』
をはじめとする日蓮聖人遺文を用いて、日蓮聖人の行
動と宣下当時の時代性を合致させて、それをもとに進
めた出来事とも考えられる。また、法國冥合・國体順
守・國民の思想善導への利用にも通ずることとなつた。
勤王愛國の日蓮聖人像を創り出し、またそれを受け継
ぐ日蓮門下が國家・國民によつて公認されたこととも
いえ、これ以降は「立正大師門下」として、公認を後
ろ盾とし國家・國民に貢獻してゆく立場をとることと
なる。

社會問題の改善に尽力しようとする日蓮教團側の意
向と、それを上手く利用して國家の向上に結びつけよ
うとする皇室や政府側の思いもろくがうことができる。

このようにして考えてみると、大師号の宣下という
ひとつの出来事が、①「天皇・國家・國民による公
認」、②「社會・人民の思想改善」、③「日蓮門下各派
の一致統合」と多岐にわたつていて、日蓮教團の内外
に大きな影響を及ぼしていることが理解できる。

發案から宣下までを時系列にして整理したが、日生
と智学の會談から日蓮門下各派管長の參内・拝受（大
師号の宣下）が實現するまではおよそ七十日である。

これは、非常に速いスピードで物事が進められたといえる。なぜなら、九年後の昭和六年（一九三二）に日蓮聖人六百五十遠忌にあわせて進められた「立正」勅額降賜においては、昭和五年（一九三〇）四月から翌年十月までの一年半程度を要しているからである。ただ、これらの相違から、大師号宣下がそれほどまでに早急に進められ、また実現を迎えなければならなかった事案であると考えた門下の理解を、あらためて知るところである。

今後の研究課題としては、昭和六年（一九三二）の「立正」勅額降賜に対する考察、近現代に宣下された他宗の事例と「立正大師」諡号宣下との比較が挙げられる。

なお、大師号宣下の考察を進める過程で、石川康明稿「近代日蓮主義の思想と行動―大正末―昭和前期における日蓮宗の動向―」（昭和四十五年・『現代宗教研究所所報』四号所収・日蓮宗宗務院）、石川教張稿「大師号宣下と宗祖六百五十遠忌」（平成八年・『日蓮宗の近現代―他教団対応のあゆみ』所収・日蓮宗宗務院）において、『勅諭立正大師』（日蓮宗宗務院刊行）という文献の引用がみられた。立正大学情報メディアセン

ター（品川図書館）を通じて関係機関に問い合わせるも、今般の執筆にあたっては所蔵の確認に至らなかった。今後も継続して調査し、文献の閲覧ができることを願う次第である。

註

(1) 磯野本精著『日蓮聖人遺文全集講義』三卷（昭和八年・大輪閣）五頁に「安国論は訴状なるが故に之を除きて、其の代りに此守護国家論を加へて五大部とするとも云ふ」とある。「五大部」の解釈には、どの遺文を含むのかとして種々の議論がある。だが、茂田井教亨著『日蓮の法華経観』（昭和五十五年・佼成出版社）一九頁に依れば、『守護国家論』を「五大部」にいれる説について、今日においてはほとんど用いられていないことを指摘している。

(2) 北尾日大著『日蓮聖人遺文全集講義』四卷（昭和七年・大輪閣）一九頁

(3) 拙稿「近現代の日蓮宗教学史にみる『立正安国論』注釈書の検討」（『日蓮教学研究所紀要』四十一号所収・平成二十六年三月）においては、八十四点の『立正安国論』注釈書、またはそれに準ずる文献を確認している。しかしながら、すでにおよそ十点の採録漏れがあることも明らかとなった。今後、補訂することとした

諡号も確認できた。

- (21) 『法国冥合の第一歩』四七～四八頁
 - (22) 『本多日生上人』(昭和六年・統一発行所) 二五三頁
 - (23) 『本多日生上人』一三三頁
 - (24) 『天業民報』六四九号(大正十一年十一月六日・天業民报社)、田中巴之助著『法国冥合の第一歩』七～九頁
 - (25) 『法国冥合の第一歩』七～八頁
 - ※ 『果熟易零』とは、樹の果が熟し零ちるほどに時機が熟したとの意味であり、田中智学による術語である。
 - (26) 『法国冥合の第一歩』二〇～二二頁
 - (27) 『立正大師諡号奉戴記事』(大正十一年・日蓮聖人大師号追賜奉祝事務所) 一～五頁
 - (28) 同右 六～一四頁
 - (29) 同右 一五頁
 - (30) 大谷栄一稿『立正大師諡号宣下と政治活動への進出』(平成十三年・『福神』七号所収・福神研究所)
 - (31) 大正十一年時点で、先に挙げた十宗において大師号を宣下されていない宗派は、日蓮宗・時宗・黄檗宗のみである。
 - (32) 『昭和定本』二二〇頁
- この部分は、旅客の発言であるが、これを主人の発言と同等に受けとめた注釈や受容もある。それによって、日蓮聖人を「国主法徒」の立場として確立するための後ろ盾とした。このような受容への考察は、機会

をあらためたい。

- (33) 『立正安国論』の理解をめぐる、「国主法徒」との受容をしたことについては、当時の日蓮門下からの批判も確認できている。「国主法徒」を実証するには、あくまでも旅客の発言を引用する必要があることが、その理由として挙げられる。
- (34) 『立正大師諡号奉戴記事』一八～二〇頁
- (35) 『日蓮宗事典』(昭和五十六年・日蓮宗宗務院) 一三二九～一三三〇頁
- (36) 『立正大師諡号奉戴記事』一六頁
- (37) 『立正安国論』と『顕立正意抄』の関連について、先学の見解を整理しておきたい。『本化聖典大辞林』中巻(大正九年・師子王文庫) 一三八四頁には「立正安国論予言の事実なるを顕し」と、浅井要麟著『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻(昭和九年・平楽寺書店) 二三四頁には「聖人は『立正安国論』の趣旨を再び明らかにして、この『顕立正意抄』を著された」と、『日蓮宗事典』八四頁・『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(昭和六十年・身延山久遠寺) 三二二頁には「『立正安国論』の意を顕すという意味」とある。しかし、本稿にて取り上げる資料への引用はみられない。
- (38) 石川康明稿「近代日蓮主義の思想と行動―大正末―昭和前期における日蓮宗の動向―」(昭和四十五年・『現代宗教研究所所報』四号所収・日蓮宗宗務院)

- (39) 『開結』四八三頁
- (40) 石川康明稿「近代日蓮主義の思想と行動―大正末と昭和前期における日蓮宗の動向―」
- (41) 『立正大師諡号奉戴記事』一六頁
- (42) 『近代社会と日蓮主義』（昭和四十七年・評論社）一三二頁
- (43) 『大正二ニュース事典』五卷（昭和六十三年・毎日コミュニケーションズ）五二五〜五二六頁参照
- (44) 不受不施講門派が参内しなかつた理由については、明らかとならなかつた。今後の課題としたい。
- (45) 『立正大師諡号奉戴記事』冒頭
- (46) 同右 冒頭
- (47) 同右 冒頭。鮮明な写真ではないため、号数については推測にとどまる。
- (48) 式典の名称は、『近代日蓮宗年表』（昭和五十六年・日蓮宗宗務院）二五六頁に依る。他の年表や辞典類においては、式典の名称に若干の相違がある。
- (49) 『立正大師諡号奉戴記事』二〇〜二四頁
- (50) 同右 三一頁
- (51) 『大正二ニュース事典』五卷五二六頁
- (52) この記事に関連して、大正十一年十一月十八日付『読売新聞』朝刊五面を参照されたい。大師号宣下に賛成派・反対派の双方の動向が少しく掲載されている。
- (53) 『日蓮宗の近現代―他教団対応のあゆみ』（平成八年・

日蓮宗宗務院）八四〜八五頁

- (54) 式典の名称は、『近代日蓮宗年表』二五七頁に依る。他の年表や辞典類においては、式典の名称に若干の相違がある。

(55) 『立正大師諡号奉戴記事』四〇〜四三頁

(56) 『近代日本の日蓮主義運動』（平成十三年・法蔵館）二九二〜二九三頁

(57) 『近代日蓮宗年表』二五七頁

(58) 山本梅幢編『本化聖讃歌』（大正十二年・平楽寺書店）四頁

※内表紙には、『ホンゲセイサン歌』とある。

(59) 『法国冥合の第一歩』四八頁

(60) 『本多日生上人』二五三頁

(61) 『近代日本の日蓮主義運動』二九三頁

(62) 『日蓮宗の近現代―他教団対応のあゆみ』七九頁

※小稿執筆における資料収集においては、立正大学情報メディアセンター（品川図書館）関係者各位に格別の御高配をたまわった。ここに記して衷心より謝意を表する次第である。

※小稿では、日蓮聖人の教えを受け継ぐ人々や組織について、「日蓮門下」と「日蓮教団」の二種の語句を用いている。私なりに整理すれば、前者は日蓮聖人の教えを受け継ぐ人々のことを指し、後者はそのような人々が集結し

て形成された組織のことを指している。

しかしながら、厳密な区別がおこなわれたとは言いがたく、今後の反省課題としておきたい。なお、引用文についてはその限りではない。